

日本郵船グループ行動規準

Integrity in Action



はじめに

日本郵船グループの皆さんへ 2

グローバル共通の行動規準の必要性和使い方 3

日本郵船グループ行動規準が指すもの 4

「Integrity in Action」とは? 5

日本郵船グループ行動規準の5つのテーマ 6

日本郵船グループ行動規準

日本郵船グループ行動規準 序章 7

Chapter01
サービス品質の向上、安全性の追求、環境の保全 8

Chapter02
公正・誠実な事業活動 10

Chapter03
人権・多様性の尊重 18

Chapter04
より良い職場のために 21

Chapter05
経営層の責任 24

附則・制定日 26

おわりに

おわりに 27



日本郵船グループは、グループ企業理念"Bringing value to life."のもと、社会価値創出と経済価値創出を目指したサステナビリティ経営を日々、実践しています。企業価値向上の基盤としてコンプライアンスの強化は避けて通れない重要なポイントであり、新たな価値創造の源泉にもなっています。

この考え方のもと、当社グループでは、2002年よりグローバルなコンプライアンス体制の構築を進めています。2026年9月、新たにグローバル共通の「日本郵船グループ行動規準」を策定しました。本行動規準は、日本郵船グループの役員、従業員が守るべき正しい行動の指針を纏めています。

近年、企業がコンプライアンスを推進するうえで「Integrity（インテグリティ）」の考え方はますます重要なテーマとなっています。当社グループのコンプライアンス活動においても同様で、当社グループバリュー「3I's」の一つとして長年、大切にされてきた「Integrity（誠意）」に改めて光を当て、各社それぞれで掲げる企業理念と組み合わせ、その核心の理解を深めたいと考えています。インテグリティとは、一人ひとりの良心を起点として、目の前の現実に対して是非の判断を持って主体的、能動的に行動すること。そのインテグリティの視点と判断でスムーズに行動できるように、「日本郵船グループ行動規準」を策定しました。日本郵船グループが企業価値を高め続けていくために、新たな行動規準を通じて、皆さんと一緒にインテグリティという澄んだ倫理観を創り出し、一人ひとりの心の中に深く浸透されていくことを期待しています。

2026年9月1日
日本郵船株式会社
代表取締役社長
曾我 貴也



グローバル共通の行動規準の必要性

従来、日本郵船グループ各社の行動規準は、それぞれに策定されていました。一方、社員は世界のさまざまな場所で働き、文化や習慣、価値観が異なる人たちと共に仕事をしていく中で、「共通の目線」「共通の行動規準」を持つことへの重要性が増してきました。「たとえ明日、地球の反対側へ行ったとしても、同じものさしで仕事ができる」ことを目指して、今回、グループ共通の行動規準に刷新しました。

この行動規準の使い方

仕事をしていて、迷った時、意見が分かれた時、違和感を覚えた時、羅針盤となるこの行動規準を見返してください。そして、自問自答してみてください。「その行動、同僚や家族に胸を張って言えますか？」と。もし「はい」と言えない時は、周りの同僚や関係部署に勇気を持ってぜひ相談してください。

誰も見ていなくても、正しいことを、みんなで一緒に！

「Integrity（インテグリティ）」とは、一人ひとりの心の奥にある良心に寄り添うことにより、「悪いことをしない（ルールを守るだけ）」から「正しいことをしよう（自ら動く）」ということです。

みんなで正しいことを行くと、嬉しい笑顔が増えていき、みんなが元気で活気にあふれた職場になり、いい仕事ができる、好循環が生まれます。

インテグリティこそが、私たちの行動規準の核となるもの。
そのインテグリティを日々の仕事の中で実践して欲しいと考え、
「Integrity in Action」をスローガンとして掲げました。





良心を起点に、能動的に行動しよう

「決められたルールを守る」だけの行動規準は過去のものになりつつあります。ビジネス環境の変化が加速する中で、ルールや法律の整備が現実には追いつかない状況が出てくる可能性は決して少なくありません。そのような中でも、日本郵船グループ社員が社会の変化を的確に捉えて正しく行動するためには、ブレない軸で判断することがとても大切になってきます。そのブレない軸こそが、一人ひとりが心に抱くインテグリティに他なりません。

そのインテグリティを日々の職場での行動に活かすために、「Integrity in Action」を意識していきましょう！「Integrity in Action」とは、人が持つ良心を起点に、目の前の事柄を自律的、能動的に判断し、行動する指針です。コンプライアンスを「頑張って守るもの」から「自然と達成されるもの」へと大きく変えていきましょう！誇りを持って働ける組織を、世界中のみんなで作っていきましょう！

5つの章とは？

グローバル共通の行動規準は、「Integrity in Action」の視点を入れ、テーマごとに5つの章で構成されています。

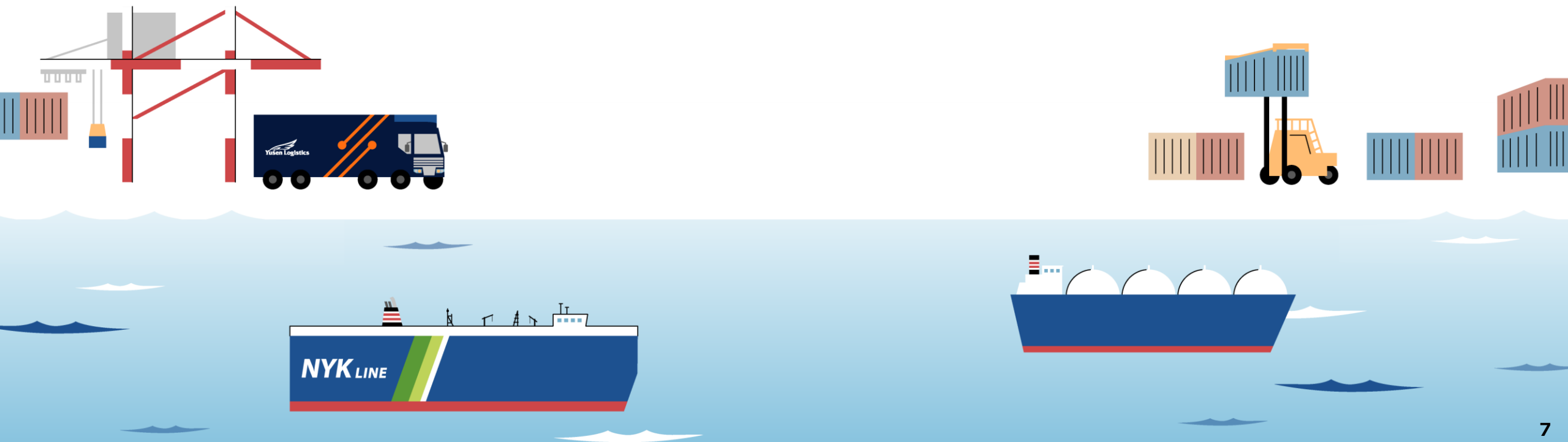
それぞれの章は一つずつ独立しているものではなく、互いに密接に関連しています。

この5つのテーマを念頭に、日々の業務に取り組みましょう。



序章

日本郵船グループは、"Bringing value to life."という共通の理念の下、世界各地で多様な事業を展開しています。各グループ会社は、それぞれの事業領域や地域特性に応じた企業理念を掲げていますが、私たちが共有する価値観と倫理観は一つです。日本郵船グループ各社に所属する全ての役員・従業員は、業務遂行にあたり、各国の諸法令、社内諸規則を遵守するとともに、社会規範に則った責任ある行動をとる必要があります。その規範となる行動規準をここに決めました。全ての役員・従業員は個々の行動において、本行動規準に沿った健全なコンプライアンス（法令、社内規則、企業倫理・社会規範の遵守）意識を持って、日々の業務を進めてください。



Chapter 01

サービス品質の向上、 安全性の追求、環境の保全

安全を守り続けるために、
いつでも「声を出せる」雰囲気づくりを。

安全性の追求とサービス品質の向上。この2つは表裏一体をなすもので、どちらも私たちの活動を支える基本中の基本です。また、安全性の追求は、地球環境の保全にも関わっています。これらの実現にはフラットなコミュニケーションやチームワークが重要です。安全で安心して働ける環境に身を置くことで、日々の意欲が増し、仕事の質を高めることができます。年齢や性別、国籍、役職を問わず気軽に声を出せる場を、あなたの笑顔から率先してつくっていきましょう。



1-1 サービス品質の向上

私たちは、会社の企業理念に基づく諸事業において、安全を最優先としてサービス品質の向上、革新的な技術の開発及び効率性の追求により、更なる顧客の満足と信頼の獲得を目指します。

1-2 安全性の追求

- (1) 私たちは、業務に関連する全ての関係者の安全性を追求します。
- (2) 私たちは、事業を継続するために、テロ行為（含むサイバーテロ）、違法・脱法行為（含む海賊行為）、戦争・紛争・その他争い、感染症、自然災害等のあらゆる脅威に備え、組織的な危機管理の徹底に努めます。

1-3 地球環境の保全

私たちは、バリューチェーン全体で多様なステークホルダーと協働しながら、環境保護に関する条約、法令、規則、これらに準拠する会社の方針を遵守し、環境の保全に努めるとともに、自然環境への影響に配慮し、省資源、省エネルギーの推進や廃棄物の減量等に主体的に取り組めます。



Chapter 02

公正・誠実な事業活動

信頼の絆を、より確かなものに。

私たちが世界をつなぎ、価値を生み続けるための土台は、一人ひとりの誠実で公正な行動です。良心に従って正しい道を選ぶ姿勢は、組織としての判断の質を高め、環境変化への確かな対応力を育てます。そして、その積み重ねは、社内外のステークホルダーからの揺るぎない信頼へと結実し、未来の成長を支える大切な礎となります。私たち一人ひとりの行動が、未来を形づくる力へとつながります。



2-1 各国諸法令等の遵守

私たちは、国際条約やルール、国内外の法令及び社内規則を遵守し、社会規範に則った誠実かつ公正・公平な取引活動を行います。

2-2 競争法・独占禁止法の遵守

私たちは、関係各国の競争法及び独占禁止法を遵守します。カルテル等の不当な取引制限や私的独占、不公正な取引方法等の自由な競争を阻害する行為は一切行いません。

2-3 贈収賄の禁止

私たちは、関係各国の贈収賄禁止・腐敗防止の法令を遵守し、贈収賄行為防止に努めます。また、腐敗の無い世界の実現のため、世界中どこにおいても、何人（公務員や政治家等を含む）に対しても、直接・間接を問わず営業上の不正な利益を得るための賄賂（金品及び経済的利益）の供与、申出、約束は行いません。また、賄賂の受領、要求、約束も行いません。

2-4 横領・詐欺行為の禁止

私たちは、私たち自身が行うことも、私たちの代理として行う者が行うことも、いかなる形の詐欺行為も許しません。これには、窃盗、横領、偽造、虚偽の説明、その他の不正または欺瞞的な行為が含まれます。個人的な利益、組織の利益、または他者のためであっても、詐欺的な活動は一切容認しません。私たちは誠実かつ透明性を持って事業を行い、組織や利害関係者の資産と情報を守ります。



2-5 節度ある接待・贈答品の授受

私たちは、取引先等の関係者との間で、社会通念の範囲を超える接待、贈答、その他経済的利益の供与及び受領を行いません。また、社会通念の範囲内であっても、会社の定められた手続きを行わずに接待、贈答、その他経済的利益は受領しません。

2-6 適正かつ公正な購買取引先の選定

私たちは、全ての取引先に対して誠実かつ倫理的な事業活動をお願いするサプライヤー行動規範の支持と履行を求め、取引先の提供する商品・サービスの信頼性、経営の安定性に加えて、責任ある企業行動とサステナビリティへの取り組みの状況を適宜確認のうえで、適正かつ公正に購買取引先を選定します。

2-7 経済制裁

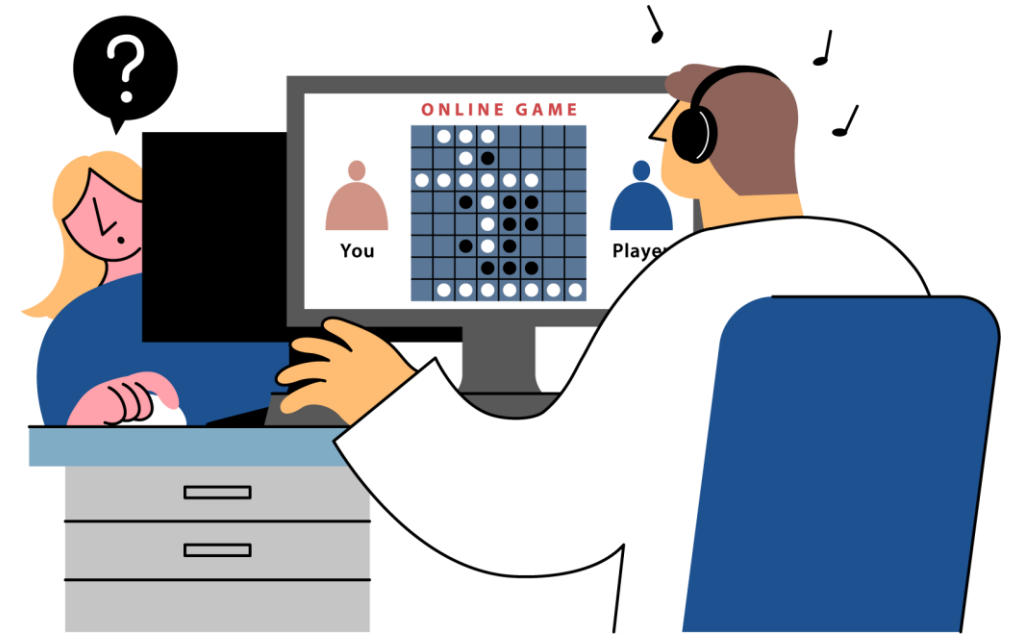
私たちは、事業活動を行う地域において適用される経済制裁規制及び会社が定める経済制裁ポリシーを遵守します。私たちは、経済制裁に違反する一切の取引やその他ビジネスに関与しません。

2-8 利益相反行為の禁止

- (1) 私たちは、会社の利益最大化に一人ひとりが責任を負っていることを理解し、会社の利益と相反する、またはそのおそれのある行為は行いません。利益相反のおそれが生じた場合、適時適切に会社に相談します。
- (2) 私たちは、業務に関連して得た個人宛の報酬は、会社に帰属すべき利益であることを理解し、所属する会社の承認なしには、これを受領しません。

2-9 会社資産の適正使用

- (1) 私たちは、会社資産の効率的な活用を心掛けるとともに、損傷、紛失、盗難がないよう適切に管理し、経費についても適切に使用します。また私的な利益を得ることを目的として、有形・無形を問わず会社の資産、経費を使用しません。
- (2) 私たちは、日本郵船グループの施設内において、事前の許可または承認なしに、社会通念上不適切と判断されるような会社業務と関係のない活動を行いません。



2-10 知的財産の尊重

私たちは、産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）及び著作権等の他者の知的財産権を侵害する行為は行いません。



2-11 情報管理の徹底

- (1) 私たちは、業務上知り得た秘密情報は、漏洩、流出しないよう厳重に管理し、在籍中のみならず退職後についても、無断で外部に開示しません。また、他社の秘密情報を不正使用のために取得することはしません。さらに、開示を受けた秘密情報は業務目的のみに使用し、秘密保持契約を締結している場合はその契約に従います。
- (2) 私たちは、個人情報の取り扱いには特に留意し、個人情報の目的外の使用を行わないよう、また社外への持ち出し、漏洩、流出しないよう厳重に注意します。私たちは、個人情報の取り扱いに関する世界各国の法令の動向を注視し、適切に対応します。
- (3) 私たちは、情報セキュリティに関する会社の規則を遵守し、ハードウェア、記録媒体等を破損・紛失しないよう適切に使用するとともに、各種クラウドサービスを含めた業務情報への外部からの不正アクセス・侵入を防ぐため、対策や施策を随時遅滞なく実施します。

2-12 インサイダー取引の禁止

私たちは、インサイダー取引が個人のみならず日本郵船グループに対する信用の失墜につながることを認識し、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす可能性のある日本郵船グループ各社及び取引先等の未公表の重要事実を知った場合は、その情報が公表されるまで、関係する株式等の売買等を行いません。また、その情報を他者に伝える、または当該会社の株式等の売買等を推奨する行為は行いません。

2-13 ソーシャルメディアの利用

私たちは、情報発信に対する責任を自覚し、日本郵船グループの信頼性とブランド価値の維持に努めながら、ソーシャルメディアを適切に利用します。ソーシャルメディアで日本郵船グループについて発信する場合、敬意を持って正確な情報を提供し、機密情報や専有情報を決して開示しません。ソーシャルメディアを利用した情報発信にあたっては、会社が定める規程を厳格に遵守します。



2-14 適正な会計処理

私たちは、関係法令や公正妥当な会計基準に則り、適正な会計処理・報告を行い、財務諸表の信頼性を確保します。

2-15 企業情報の開示と透明性の確保

- (1) 私たちは、法令・証券取引所規則等に基づき適時・適切に企業情報を開示する必要がある場合、それぞれ開示するとともに、それら法令等に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むよう努めます。
- (2) 私たちは、社会的責任を負い、信頼に足る企業であり続けるために、透明性の高い経営を目指し、顧客、株主・投資家、取引先、金融機関・行政機関、地域社会等のステークホルダーとのコミュニケーションを促進します。



2-16 社会貢献活動の実践・促進

私たちは、良き企業市民としてビジネス活動のみに従事するだけでなく、国際社会や地域社会との調和を図ることの大切さも理解します。私たちは、企業価値の持続向上に努めるとともに、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

2-17 反社会的勢力の排除

- (1) 私たちは、反社会的勢力またはそれと疑われる者からの不当な要求に対しては、断固として拒否し、一切の関係を持ちません。
- (2) 私たちは、テロ行為、マネーロンダリング等の犯罪には一切関与しません。また、私たちや私たちのビジネスがこれらの犯罪や企図に利用されることのないように十分に留意します。

2-18 政治・宗教活動の禁止

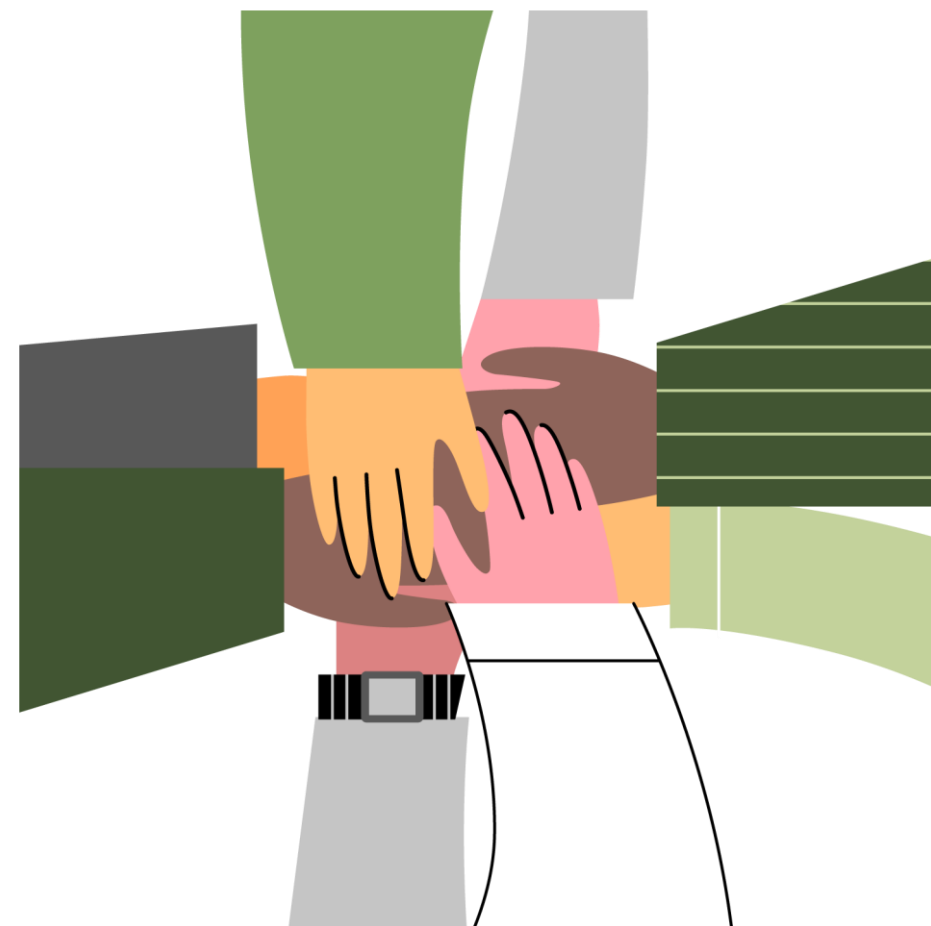
会社は、特定の政治・宗教活動を支援しません。また、会社施設内或いは業務時間内に政治・宗教活動を行うことは認めません。但し、役員・従業員の信仰する宗教に応じた慣習に対しては、合理的な配慮を図るよう努めます。

Chapter 03

人権・多様性の尊重

お互いを認め合い、 真のグローバルカンパニーに。

多様性を認め合うことは新たなビジネスチャンスを生み出す力になると信じています。日本郵船グループは世界中、さまざまな場所で仕事をし、私たち社員は人種、年齢、文化、性別、宗教、価値観、キャリアなどさまざまです。多様な人たちとお互いを尊重しながら仕事することで、私たちの視野は広がり、想像もできなかったようなイノベーションが生まれるはずです。日本郵船グループが目指す多様性の意味を理解し、真のグローバルカンパニーを目指しましょう。



3-1 人権の尊重

私たちは、全ての人々の人権を尊重します。また、自らの事業活動から影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長した場合には是正に向けた適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たします。私たちは、これらの人権尊重の責任を果たすために、会社の方針・規則等に基づく人権尊重の取り組みを約束します。

3-2 あらゆる差別の禁止

私たちは、人種、信条、宗教、性別、性的指向・性自認、国籍、出身、年齢、心身の障害、病気、社会的身分等の事由いかなを問わず差別をせず、許しません。

3-3 各国・地域の文化等の尊重

私たちは、世界中の各国・地域の文化、慣習、宗教、言語を尊重し、国際社会や地域社会との調和に心掛けます。



3-4 ハラスメントの禁止

私たちは、人の尊厳を傷つけるような誹謗中傷やいじめ、ハラスメント行為などを行いません。

3-5 強制労働、児童労働の禁止

私たちは、強制労働、児童労働等の非人道的な雇用は行いません。また、そのような行為を行う企業とは取引をしません。

3-6 公正な人事・処遇制度の構築と運用

会社は、雇用、配置、賃金、研修、昇進等の取り扱いについて、機会均等を図り、国際条約や各国・地域の法令に定められた労働者の権利保護に留意し、労働協約その他の取り決めを守ります。

3-7 結社と団体交渉の自由

私たちは、適用される法令及び国際的な基準等に従い、労働者の結社の自由・団体交渉を行う権利を尊重します。会社は労働者代表とオープンかつ建設的なコミュニケーションを図るよう努めます。



Chapter 04

より良い職場のために

少しの意識で、風通しのよい職場環境へ。

さまざまな人がいる職場の中で、より働きやすい環境をみんなで作り上げていくために、お互いに関心を持ち合うことはとても大切です。挨拶や話をする事で、お互いの背景や事情も分かり合えます。そのような安心で安全な職場があれば、一人ひとりの力を発揮することができます。また、懸念や違和感の芽を感じたら、迷わず声を掛け合いましょう。その積み重ねこそが、一人ひとりにとっての良い職場をつくり続けます。



4-1 多様性の尊重と受容

私たちは、同僚また他者の多様な個性や価値観等を認め合います。会社は、時代の要請や多様な価値観に適応できる強固な組織を構築するために、全ての人が最大限の能力を発揮できるインクルーシブな職場環境の構築に努めます。

4-2 ワーク・ライフ・バランスの確保と実践

会社は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を理解し、その実現に向けた働き方を支援し、従業員一人ひとりが満足感と充実感を持って働ける職場づくりに努めます。

4-3 安全で衛生的な職場環境の構築

- (1) 会社は、安全かつ衛生的な職場環境の保持を最優先に、日頃から事故・労働災害の防止に努めます。
- (2) 会社は、心と身体の健康保持や増進のための施策に積極的に取り組み、快適に働ける職場環境の確保に努めます。
- (3) 日本郵船グループの事業や社会的信用に悪影響を及ぼすような違法薬物の所持または使用は、厳しく禁止しています。また、日本郵船グループは、アルコールに関連する法令を遵守し、業務の遂行と第三者の安全に支障をきたすような飲酒を従業員に対して禁止しています。

4-4 違反の疑いがある行為の報告・相談

- (1) 私たちは、本行動規準に違反するまたはその疑いがある行為を発見した場合は、遅滞なく、上司または会社が定める内部通報・相談窓口へ報告・相談し、他の役員・従業員の違反行為を黙認、隠蔽せず、調査に協力します。
- (2) 会社は、違反行為を報告・相談した役員・従業員や調査に協力した役員・従業員の秘密を厳守し、不正な目的による場合または不適切な方法による場合を除き、報告・相談をしたことによって不利益な取り扱いを行いません。



Chapter 05

経営層の責任

創業当初から、 経営の取り組む姿勢と責任は変わらない。

140年以上の長い会社経営の中で、多くの難しい事業課題や経営判断に直面してきました。特に、近年では、各国の法律が世の中の変化に追いつかず、判断が難しいことが少なくありません。一方で、これまでの日本郵船グループでは、創業当初から良心をベースにインテグリティに基づいた責任ある経営判断を行ってきました。また、問題が起こった時には、経営層が率先して解決にあたっています。日本郵船グループに刻まれている経営の姿勢と責任というDNAをこれからも変わることなく続けることが経営層の使命です。



5 経営層の責任

経営層は、自ら率先して本行動規準に則り、公正なる企業倫理と法令その他の社会規範に基づいた事業運営がなされるように努めます。万一、役員・従業員に本行動規準に反するような行為があり、法令違反等の重大な事態が発生した時には、経営層自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明・再発防止に努めます。また、迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、自らを含め厳正な処分を行います。さらに取引先に対しても、健全な企業活動倫理と法令遵守を基本とした事業運営が図られるように働きかけていきます。



1 適用

本行動規準は、日本郵船グループスタンダード適用会社の全ての役員・従業員に適用される。また派遣、出向契約に基づき日本郵船グループ各社の業務に従事する者に準用される。

2 罰則

役員・従業員が本行動規準に違反した場合、または違反事実の隠蔽・改ざん・偽造等を行った場合は、会社は就業規則等の規程に従い、厳正に対処するとともに、必要に応じ法的措置を講じる。また、派遣、出向契約に基づき日本郵船グループ各社の業務に従事する者については、派遣・出向元との契約に基づいて処罰されることがある。

3 改廃

本行動規準の改廃は、日本郵船株式会社の取締役会の承認を得るものとする。

制定日 2026年9月1日



Illustrations by RISA KURODA

このハンドブックを最後まで読んでいただき、ありがとうございます。

私たちが目指すのは「Integrity in Action」をスローガンに、良心を起点にして目の前の事柄を自律的、能動的に判断し、行動すること。その結果、コンプライアンスを「頑張って守るもの」から「自然と達成されるもの」へと変えていくことです。

とはいえ、毎日の仕事の中では判断や行動に迷うこともあるかもしれません。そんな時は、この行動規準を手にとってください。そして、確かな道筋として使ってください。

違和感を感じた時は、勇気をもって「おかしい」と声を上げてください。健全な組織をつくり続けるためには、コミュニケーションによる確認は大きな鍵になっていきます。

さあ、みなさん、この行動規準を使って「Integrity in Action」を取り入れ、世界に誇れる組織を共に創り上げていきましょう。

お問い合わせ先

日本郵船株式会社 法務・フェアトレード推進グループ / コンプライアンスチーム
COMPLIANCE@nykgroup.com

